

日本フォレンジック看護学会SANE-J認定制度規程

(趣意)

第1条 この規約は、日本フォレンジック看護学会SANE-J認定制度（以下「本制度」という。）を定め、目的、名称、認定委員会、認定水準、インターネット学習プログラム、認定試験受験資格、認定試験、資格認定、資格更新、他学会の資格に基づく認定、移行措置、認定の取り消し、改廃について定めるものである。

(目的)

第2条 本学会定款第4条第2項および第5条第4項を積極的に具現化するために、フォレンジック看護の基本的な事項と必要な技能を明確化し、それらの知識を修得した本学会の一般会員（以下「本学会員」という。）を認定することを目的とする。

(名称)

第3条 この制度により認定される本学会員の名称は、日本版性暴力対応看護師Sexual Assault Nurse Examiner-Japan(SANE-J)（以下「SANE-J」という。）とする。

(認定委員会)

第4条 認定を行うため、認定委員会を置き、理事長が任命した委員をもって組織する。
認定委員会はSANE-Jを希望する者の資格審査および試験など、資格認定に係ることを行う。
認定委員会の運営に関しては別に定める。

(認定水準)

第5条 日本フォレンジック看護学会が定めるSANE-J教育ガイドラインに基づく。

(認定試験受験資格)

第6条 本学会員であって、本学会在籍履歴、既得資格、看護職の臨床経験などの基礎的要件を満たしていることを資格要件とする。
資格要件に関し必要な事項は別に定める。

(認定試験)

第7条 認定のための試験を行う。
この試験の名称は日本フォレンジック看護学会SANE-J試験とする。
試験実施に関し必要な事項は別に定める。

(資格認定)

第8条 一般社団法人日本フォレンジック看護学会理事会は、認定委員会からの資格審査及び認定試験結果に関する報告を審議し、SANE-Jを認定する。
認定登録に関し必要な事項は別に定める。

(資格更新)

第9条 認定を受けた者は、一定期間ごとにその資格を更新するものとする。
資格更新に関して必要な事項は別に定める。

(他学会の資格に基づく認定)

第10条 類似の資格制度を有する他学会等からの申請に基づき、当該資格が本認定水準に該当すると認定委員会が判断した場合には、理事会での承認を経て、その資格を

もって本制度の認定水準を有すると認める。これに該当する資格を有する本学会員で、本認定資格を希望するものは、認定登録を経て本認定資格を有することができる。

(認定の取り消し)

第11条 日本フォレンジック看護学会SANE-Jが退会その他認定の条件に欠けるが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て、資格を取り消すことができる。登録の抹消は一般社団法人日本フォレンジック看護学会SANE-J登録簿の記載を抹消することにより行う。

(改廃)

第12条 本規則の改廃は、理事会の議を経て社員総会において承認する。

(附則)

この規約は、2019年10月21日から施行する。